

家計にやさしいジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに、新薬と同等の成分を使って製造・販売されているお薬です。ジェネリック医薬品には、新薬を使っていた方たちの意見や要望を反映し、飲みやすいように改良されているものもあります。



- 薬の効き目や安全性は確認されています。
先発医薬品と薬の主な成分が同じなので、効能・効果に変わりはありません。
- 新薬と比べて、価格が2～8割ほど安いのが特徴です。
開発にかかる経費が少なく価格が安いいため、家計にやさしく経済的です。

ジェネリック医薬品を利用することは、毎月のお薬代を節約できるだけでなく、国民全体の医療費を節減し、医療制度を守ることにつながります。

ジェネリック医薬品を希望する場合は…

まずはお医者さんや薬剤師さんにご相談ください。ジェネリック医薬品が自分に合わないと感じた場合は、新薬に戻すこともできます。

また、ジェネリック医薬品への変更を相談しづらいときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することで意思表示できます。「希望カード」をお持ちでない方は、役場町民課窓口までお越しください。

※新薬の特許期間がまだ切れていない場合や、お医者さんの判断によりジェネリック医薬品に変更しない方がよい場合は、変更できません。

資格のなくなった保険証を使わないよう ご注意ください

資格のなくなった保険証とはどんな場合？どうしたらいい？

- 他の健康保険へ加入した場合→町民課窓口で手続きをし、他の健康保険証を使いましょう。
- 真室川町以外へ転出した場合
→転出した先の市町村で新しい保険証を受け取るための手続きを行い、新しい保険証を使いましょう。
- お勤め先の健康保険証（協会けんぽなど）に加入していた方が退職した場合
→退職した日までしか使えないので、必ず、お勤め先に返してください。新しいお勤め先がない場合は、町民課窓口で手続きをし、国保の保険証を受領してください。

もし、資格がなくなった保険証を使って受診してしまった場合は、健康保険が負担した分の医療費（7～9割分）を返納していただくことになります。

新しい国民健康保険被保険者証が届きます

現在お持ちの保険証（うぐいす色）の有効期限は、8月31日までです。

9月からお使いいただく新しい保険証は、8月中旬に世帯主の方あてに郵便で届きます。

新しい保険証（はだ色）が届きましたら、内容をご確認ください。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎62-2111（内線233）